

第2回練馬区障害者計画懇談会議事録

- 1 日時 平成22年6月14日(月) 午後6時から午後8時
- 2 場所 練馬区役所地下多目的会議室
- 3 出席委員 朝日委員(座長)、河村委員(副座長)、馬場委員、坂元委員、志澤委員、安部井委員、鈴木委員、保坂委員、長澤委員、野澤委員、前田委員、齋藤委員、森下委員、田中委員、市川委員、工藤委員、森口委員、伊東委員、矢吹委員、渡邊委員、千田委員、八戸委員、吉田委員、石野委員、(以上24名)
※欠席委員 秋本委員、今田委員、米村委員、河辺委員、河合委員
- 4 傍聴者 4名
- 5 配布資料 ①制度改革等の動向について
②改定障害者計画の状況について
③障害者基礎調査の実施について
④計画期間についてのご意見
⑤【第1回懇談会資料】今後の進め方について(案)
⑥懇談会スケジュール(案)

6 内容

○事務局：

皆さん、こんばんは。足元の悪い中、仕事でお疲れの方も多いかと思うのですが、その中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第2回の練馬区障害者計画懇談会を開催させていただきたいと思います。

本日、河辺委員、秋本委員、米村委員、今田委員から、欠席のご連絡をいただいているところでございます。また、今回はご都合で欠席をされております坂元委員と市川委員は、本日お見えになっております。河合委員も、ちょっと連絡はないのですが、後ほどお見えになるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、懇談に入る前に資料の確認をさせていただきます。

次第が1枚、ご用意させていただいております。それとホチキス留めで資料1～6、1～28ページのものでつづつたものを用意させていただいております。それと、懇談会の委員さんには、障害福祉のしおりを参考に配布させていただいております。大変申し訳ないんですけど、こちらはちょっと残部が少ないものですから、ご自宅とか職場とかでお持ちだとかいう方は、置いておいていただくと非常にありがたいなと思っております。

また、本日の議題の中で、基礎調査に関することもございますので、事前にアンケート票をお持ちいただければということでお話はさせていただいたかと思ひます。お持ちでない方は、余分ございますので、後ほどお知らせいただければというふうに思っております。資料のほうで、漏れとかはございませんでしょう

か。

では、以後は座長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○座長

皆様、こんばんは。改めまして、雨の中ご参集いただきありがとうございます。いよいよ季節は雨の季節になりましたが、同時に政治動向をめぐる動きも、あまり良くはないと言うかどうか分かりませんが、大変大きな変化の真ただ中にあるということ、実感をしております。しかも、前回、第1回の計画懇談会を終えた後、内閣も代わり、また、その中で障害者施策がどうなるかというところで、大変変化が激しいこの時期の中で、今日第2回の懇談会を迎えることになりました。

前にもお話ししましたように、しかしながら制度のために暮らしを合わせる必要はないのであって、制度の議論のあり方を踏まえながらも、この練馬において、どのような障害者施策や福祉サービスが必要なのかということについて、皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、限られた時間ではありますが、今日の懇談会を進めさせていただきたいと思っております。また、本日も傍聴の方もお越しいただきまして、心から感謝申し上げます。この動きが練馬区全体での議論の発信の船首になるように、船首と言うとちょっと意味は違いますが、ワールドカップも気になる場所である方もいらっしゃるかもしれませんが、しかしながら午後6時にキックオフをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは私のほうで進めさせていただきたいと思っておりますので、しばらく懇談にご協力をいただきたいと思います。次第に沿ってまいりたいと思っておりますが、今日は報告と検討事項がございます。先ほど、事務局からご案内がありました。今日ご出席いただいている方の中で、前回はたまたまご欠席で、今日からご参加いただいている方お一人、河合委員さんだけまででございますけれども、坂元委員さん、そして市川委員さんということで、ちょっと全体の自己紹介が第1回目でございますので省略いたしますが、ひと言自己紹介をお願いしたいと思います。どちらからでも。

○両委員 あいさつ

○座長

どうもありがとうございました。それでは早速、報告からまいりたいと思っております。お手元の次第の(1)「制度改革等の動向について」ということで、資料を用意いただいておりますので、よろしければ、事務局のほうで説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○事務局 資料1の説明

○座長

ありがとうございました。では、今の事務局の説明につきまして、何かご質問・ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。総合福祉部会のほうで、実に多くの議員さんが参加をされて、多様な資料を提供されて、これ実際に、私なん

かでも、読みこなすのにも結構時間がかかる。それほど思いが強く、また、検討すべきことが大変多いということだと思いますが、先ほど事務局のほうからもお話がありましたように、これ自体は今まさに検討が進められているところなので、「こういう方向になったら、どういうふうにするか」とかと言うよりは、それはいつも国の全体の動きとして押さえながら、先ほど冒頭にもお話ししましたように、練馬区の、もう少し、障害のある方の生活の実態の所から、私たちが検討すべき内容を、やはりこの練馬の中でも深めていくと。こんなようなスタンスで、国の動きをきちっと見据えなければいけません、同時に、今この間におけるいろいろな動きに、逆に言うと、翻ろうされることなく、きちっと整理をしていくべきではないかなというふうに思いますが、そんな認識でよろしいでしょうか。はい。

では続きまして、報告の(2)「改定障害者計画の進捗状況について」。こちらについても、まず事務局からご説明いただきたいと思いますが、先ほどちょっと言い忘れちゃったんですが、よろしければ、お掛けになったままどうぞ。

○事務局 資料2の説明

○座長

どうもありがとうございます。10の各論について、進捗状況と、事務局でその傾向を分析と言うか、コメントとして表していただいているというところがございます。最初のご説明にもありましたように、必ずしも数字的なデータが固まって示しているわけではないということではありますが、概ねの傾向なるものが、ここからも読み取れるのではないかなというふうに感じたところでございます。今のご報告について、ご意見をいただきたいと思うのですが、もちろん、これから、例えば進捗状況を踏まえて、こういう施策については、こんなような取り組みが必要なのではないかとということ議論していきますので、この報告については、進捗状況としてまとめていただいたんですけども、実際に練馬で暮らしていく中で、実感として、この辺りはちょっと進捗状況と違うのではないかとか、あるいは、傾向の所では少し違った見方ができるんじゃないかとか、そんなようなことを少し出していただいて、実際にどうすべきかということは、またこの後の本題に入りますので、とりあえず、ご説明いただいた進捗状況の報告をどう受け止めたかといった点で、ご質問やご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

今、いろいろいただいたんですけども、実際の自立支援法というのは、まだ施行と言うか決定されてないわけですけども、この間の都連の総会に行ったときに、ある程度、衆議院を通過したらいいんですね。我々はその話を何も聞かないうちに、もう衆議院を通過されて、もう参議院にも行っちゃってるんですよ。それは冗談じゃないよというんで、今、意見書を出して、それが通るかどうかわ別にしまして、我々が入ると時間回数があって、ちょっと云々という話なんですよね。これまたちょっと、おかしな話で。区の行政の方にもお伺いしたいんですけども、例えば、国のほうで支援法などは施行されますよね。そうした場合には、今もう既にこういう、ある程度アウトラインで決められたものがございますけれど

も、要するに、国のほうから「こうやりなさいよ」と言った場合に、大きく変わるような所はございますか。

○座長

関連するご意見・ご質問はありますでしょうか。障害者自立支援法改正案のお話だったと思いますが、急ぎで提出されたということ踏まえてのご発言だったと思いますが。関連がなければ、事務局…、はい。

○委員

先生、私よく分からないんですが、今の支援法の改正案の前段の所に、何か次の新法が出来るまでの間のというような、前置きがあるように聞きましたが、その辺りはご存じでしょうか。

○座長

一応、改正案の中では、当面新しく障害者制度改革推進会議等で議論して、新しい法律ができるまでの、当面の間の改正案であると。こういうことは言われてはいるんですけども、この後は、いろいろな法案をめぐっての議論なり、例えば「当面は」と言いながら、それが恒久的な法律になるのではないかとか、どこまでそれが担保されるのだろうかというような議論と言うか、懸念があったりして、いろんな所からあれが出ているという状況です。おっしゃる通り、法案そのものには書いてあります。ほかは、よろしいでしょうか。じゃあ、それを含めて先ほどの、よろしいですか。はい。

○委員

今のご報告の中の、居住の場の整備という4番。先ほどのご説明の中で、グループホームの賃状況が停滞をしたというご説明がございまして、これが要は、区の中での理解不足と言いますか、いわゆる建築基準という形で、いわゆるバリアフリー条例というものが間違っ適用されて、グループホームの建設なり改修が停滞をしてしまったという経過があるということです。本来、1,000平米以上というふうな、大きな建物・住宅に適用すべき規定・基準を、ほんの小さな、6～7人で住むようなグループホームにも適用して、しかもそれ、精神の方が利用するようなものにも適用すると。

基準というのは大切なんですけど、間違っ適用しますと、大変おかしな形に。区が造ったこういうものは、みんな施設だというふうなことなんですけど、その辺をぜひ…。他の部局の方の全くの無理解というものがあつたと思いますし、障害に関わる部の方のご説明というのも、もうちょっと迫力があつても良かったのではないかなという印象でございます。詳しく言うと、ちょっと時間もないんですけど、そういう経過があつて、こういう進捗が、実際の整備が停滞するという経過があるのは事実でございまして、そんなことのないようにですね。計画だけ作つても、この区として造るわけですから、いわゆる障害者の壁をできるだけなくして、他の部局の理解も進めていただきたいというのが急務だと思います。よろしく願いいたします。

○座長

ありがとうございます。すみません、私ちょっと整理をしたつもりで、自立支

援法の改正案をめぐる国の動向が、ここでの検討にどう影響するかという部分と、それに関連するということだったんですが、既にこの柱立10項目に関する実感としてのご意見ということですので、ちょっとこの整理をして事務局へということだったので、前段の自立支援法改正案をめぐる国の動きが、この懇談会にどのような影響を与えてくるかみたいな所で、何かございますでしょうか。

○事務局

では、法改正の動きですけれども、衆議院で可決され、参議院の厚生労働委員会まで可決したというような状況ですが、突然内閣が代わって、首相の辞任ということに関して、少し国会のほうで混乱をし、民主党の国対委員長が会期は延長しないという発言をしたということで、今国会は16日で閉幕という形になりますと、このまま、こういった改正案は廃案になるのかなというような状況だと思えます。

それをまた臨時国会などで、改めてまた政府与党が持ち出すのかどうかというのは全く読めないんですが、例えば、仮にそういった法案が通ったとすると、例えばケアマネジメントの導入などが今、大きくうたわれたりとか、児童関係ですと、放課後デイサービスというような新たな事業が出来てきたりとか、地域生活支援事業のほうで行なっていた移動支援、視覚障害者向けのガイドヘルプなどが、個別給付の同行援護というようなサービス名に変わるというようなこともうたわれておりますので、ちょっと影響は出て来るかなというふうに考えているところでございます。

○座長

よろしいでしょうか。私のほうも、そういう動きの中で、どの部分が今細かく、国からの今後の方向性なり指示があるかというのが、なかなか見えにくいというようなところが正直なところでありますので、どういう状況になったとしても、冒頭お話ししましたように、例えば、今までの進捗をどのように評価をし、足りない所をさらに補強し、また新たな観点が必要であれば、それを加えて、しかも順調に行っている所はさらに伸ばしていくと。こういうような整理が、この地域の中でやはり大変重要だと思っておりますので、そのような整理でさせていただければというふうに思います。

○委員

分かりました。ありがとうございました。すみません、違う話なんですけど、この間たまたま、新聞だったかな。23区で初めて、妊婦のネットワークを組んだというようなのを、この前初めて、23区の中で初めてだっていう話を聞いたので、それと同じような考えから行くと、練馬独自の要するに計画、ある程度させられるんじゃないのかなと。そういうものを進めていくことによって、国もこうやって動かしていくっていう方法でやらないと、いつまでも全然やらないんじゃないかと。「やりなさいよ」とかって言ってたんじゃ、いつまでたつたって…。だから、もう予算も既に決定されてるわけでしょ？22年度。その範囲内でいろいろやれるのは、できるんじゃないのかと思いますけど。よろしくお願ひします。

○座長

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員

居住の場の整備について、ちょっと。ういんぐの運営委員会での発言ですけれども、例の、地理で言うと北海道ですか、火災事件がありましたよね。それによって、火災基準もすごく厳しくなって、僕もよく分からないんですけど、根抵当でないといけないのか、根抵当がダメなのか分からないんですけど、そういう話が出て、ケアホーム自体が全く火災基準を満たさなくなっちゃって、今までである、要するに福祉施設を改良して、グループホームなりケアホームにするしかないっていうことを切々と、5月ごろでしたか、訴えていったんですけど。そういう点に対して、ちょっと説明していただきたいんですけど。お願いできますでしょうか。

○座長

事務局のほうでよろしいですか。

○事務局

根抵当云々というのは、ちょっと想像でしかないんですけども、例えば東京都なり何なり、そういった設備を整備する際に、補助金などを出している場合は結構あるんですけども、その補助金を出す際に、建物、物件に根抵当が付いていると、補助金を出さないという仕組みになってますので、根抵当云々ということは、その辺から出て来ているものかなというふうに思っています。

○座長

前提として、やはりグループホームなりケアホームが、住まいの場としても、極めて個人の生活を保障していくかという方向性と、「いやいや、施設なんだから、消防法上できるだけ安全で」というようなことで、この基準を厳しくしていくのか。

そこには、やっぱり縦割りの問題・弊害っていうのはあると思うんですね。安全の部分なりをガチガチに、もう施設のようなものにしてるからっていうことになってしまったり、でももう一方で普及して、住まいの場として考えていく場合には、それとは違った方向…、これは決して住まいの場が危険でいいという意味ではもちろんありませんけども、でもそこは双方がうまくかみ合って、まさに障害者計画の中で議論していかないと、安全だけ…、安全だけと言うと誤解がありますが、安全面だけを強調しすぎると、今度はやはり、施設としての側面が出てきちゃうということにつながっていくんですよ。

ですから今のご指摘は、細かい所は、またいろいろな基準の問題があると思いますけれども、考え方としては、そういった問題を広く全体として、いろんな所が共有化していくってことが大事だということですね。

○委員

すみません、今のと重ねて言ってしましますが、練馬区の場合には、東京都に行って言われたんですけど、バリアフリー条例、2,000平米以上に、それが1,000に引き下げられるという話があったんですけど、に適用されるべきで、

練馬区の場合だけ0平米から適用してしまったので、グループホームが建たなくなりました。19年度・20年度ですね。

それで、ずっと交渉を続けて、去年やっと、グループホームについては共同住宅の基準で、ちょっと精神のほうのことは私は分からないんですが、出しましよーうということ、やっと話し合いをつけていただいて、うちの法人でグループホームを開設する予定で建築が進んだんですが、それまでの困難さと、それからグループホームには、ケアホーム対象者とグループホーム対象者が入居できるんです。

ところが、ケアホームは共同住宅ではないので、施設的っていう判断が出てますから、練馬区の場合、今後建たないんじゃないかと私、思ってるんですが。ケアホームを造ってしまうと、ケアホームには、ケアホームの対象の方は入れるんですけど、グループホーム対象の方は入れないので、今回もうちはグループホーム2棟建つんですが、やっと建てられたんですが、福祉事務所から応募されて来た方の中に、多くのケアホーム対象者の方がいらして、受け皿がないものから、仕方なく、うち、15名定員のうち、3名のケアホーム対象者を今回入居することに決定したんですが、本当にこれでいいのだろうかというあれと、本当にこれは、声を大にしていかない。

東京都に去年、一昨年、相談に行ったら、「練馬区以外でお造りください」なんて、そんな妙なことを言われたり、指導を受けたり。「杉並には、まだそんなに0平米から適用していない所があるから、そこでお造りになったらどうですか」みたいな助言があったり、非常に矛盾を感じてるので、これは本当に、この練馬区で住む障害者だったら、練馬区で安心して暮らせるグループホームを、うち、造るために本当に、40歳・50歳の方が、親御さんが認知症になった、入院された、本当に親だけ、もう生活の場としてのグループホームっていうのはニーズがとての多くて、でも何か所造っても、本当に次々と必要になってくるから、いつも応募されて来た方をお断りしなくちゃいけない状況で、今後どうなっていくんだろうとか。

年齢が重なると、障害者の場合には、高齢者対策っていうのも、ちょっと全然触れられてない部分なんですけど、これがケアホームと非常に関係してくるなと私は思っているので、障害自立支援法で高齢者の方をカバーするためには、ケアホームが今後、絶対必要になってくるので。グループホームはやっと共同住宅も認めていただいて、今年、建築できましたけど、ケアホームについても、再度検討をぜひお願いしたいと思っています。

○座長

ありがとうございました。居住の場のあり方をめぐり、まさにこれからの障害者計画の方向性に関わるような議論につながっていくご意見ではなかったかというふうに思います。

○委員

ちょっと補足と言いますか、先ほどの、「0平米から適用が」ということ。これ、すごく考えるとおかしいことなんですね。0平米っていうのは、住まいの場

所がなくたって、バリアフリーの施設だけは造れということですから。要は、本来居住の場をきちっと使えるための施設をバリアフリー条例は造れと言ってるのに、0平米から適用するんだというのは、本当に論理矛盾なんですね。こういうことを平気で言われるということに、私は非常に憤りを感じております。

それともう1つは、いわゆる肢体不自由のグループホーム。これは今のところ法律上はなくて、今度、逆に、きちっとそういったものを整備した肢体不自由のグループホームについても、建築ができるような形を、施策を進めていただきたいと思っております。度々で申し訳ございません。

○座長

では続きまして、はい。お願いします。

○委員

子ども発達支援センターの中身と、障害児支援ネットワーク会議の具体的な方向を教えてほしいんですけど、この第2期障害者福祉計画にも、このいただいたペーパーにも、具体的なものは1つもないので、とても不安に思っています。ぜひそこをきちんとお願いします。

○座長

ありがとうございました。今のご意見・ご質問に関連するご発言はありますか。よろしいでしょうか。じゃあ、これも事務局のほうからご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○障害者サービス調整担当課長

(仮称)こども発達支援センターの事業内容でございますけれども、こちらにつきましましては、平成20年度に、公募区民の方を含めまして、学識経験者の方、ご参加いただきまして、あり方検討会というものを設けました。

その中で、さまざまな課題がございました。大きくは早期発見、早期療育の方法について、あるいは、発達障害のお子さんに対しての支援ということで、なかなか対策がなかった分、その部分へ力を注いでいくというようなご意見をいただいたところでございます。

昨年度は、あり方検討会の検討を踏まえ、こども発達支援センターをどういうふうに整備していくかということ、庁内で検討してまいりました。基本的には、現在の中村橋にございます心障センターにおいて、専門医の方々の診断に基づきまして、お子さんへの支援というものを行なっているところでございますが、そちらにつきまして、拡大して事業を行なっていくという基本も、まず1つございます。

対象者につきましても、いわゆる就学後についても、療育を図っていくという方向性を示しているところでございます。

あと、障害児のネットワークのほうでございますけれども、委員の方々皆さん、お考えは同じかと思っておりますけれども、いわゆるこちらにつきましましては、医療であり福祉であり、さらに教育でありと、さまざまなお子さんの発達を支えていくという分野でございます。そのような現場で働いている若者、あるいは管理をしている者という、それぞれのレベルでネットワークを図っていくというこ

とで、障害児の支援ネットワーク会議というものを設けようということでございます。

いずれにしても、基本的には専門医の診察に基づき、専門職と言いますか、いわゆる心理職あるいはOT・PT、そのような専門職を配置しながら、総合的に支援を図っていきたいということでございます。

付け加えますと、先ほど申しました通り、福祉の分野だけですべてが終わるわけではございません。そういう意味では、医療なり教育なりとの連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていきたいということでございます。現在のところ、ちょっと細かい所までご説明できないのは申し訳ないんですけども、今後、事業内容を詰めていく中で、皆様にもご提示できるかなと思っているところでございます。以上でございます。

○座長

ありがとうございました。よろしいですか。

○委員

はい。

○座長

はい。じゃあ、ちょっと先に。で、その後、はい。

○委員

細かい話でもよろしいですか。

○座長

はい、どうぞ。

○委員

中村橋にある心身障害者福祉センターの件で、ちょっとお話をさせていただきたいんですけども、あそこは障害児にとって医療的なことっていうのは、今後、大変、治療がたくさん出てくるのですね。もう1つ、どうしても障害児・者は、必ず医療的なハンディキャップを負った人たちなんです。

そして今、医療機関が、障害児の医療に関しては、なかなか対応してくれない。例えば、リハビリにしても現在は、障害児の場合、脳障害を負っているケースが多いから、「うちでは、そういう脳障害を負っている子のリハビリはできません」というケースが大変多いんです。また、板橋区にある子どもの医療センターですか、あそこはもう手いっぱい、ほとんど重症の子のみを扱ってしまっていて、中程度の子は優先順位が低いっていうことで、今できない状態なんです。それで、中村橋の医療センターも今、縮小しているような傾向があるんです。

それが例えば、「こども支援センターになるから、今後、中村橋はなくなりますよ」なんていう話も伝わってくるんです。やはり、障害児のための医療的なケアができるセンターを、ぜひ練馬区で造ってほしい。これは多分、練馬区でセールスポイントになる施策だと思うんです。どこの区も、それに手を付けてないんです。ですから練馬区のセールスポイントとして、やはりそういう「練馬区は、これがあるんだよ」というようなことで。まあ、呼び込むことはないんですけども、ぜひ障害児の医療的なケアができるセンターを、心障者センターに充実さ

せていただきたい。

もう1つ、例えば、いろいろな施設とかグループホームを造るときに、地域住民の方の反対があるんです。福祉のまちづくりにおいても、やはり皆さんの、地域の方の理解が得られるような啓発運動をしっかりと、これは区でやっていただけたら、本当に我々としては助かるんです。なかなか啓発運動までは、我々施設側はできないんです。手が回らない、人がいない。ですから、やはり区が福祉に対しての啓発運動を継続的に、あと、何か造るときに、まず地域住民の方々に対して、区も何かインフォメーションあるいは情報を流して、「この施設は、決して地域の害になるものではないよ」というようなことを、メッセージを出していただきたい。その2点です。

○座長

ありがとうございます。今のご発言の最初の部分は、この今の進捗状況からすると、9番の「障害のある子どもを支援する」という所からの発展という理解でよろしいですか。それから後半は、福祉のまちづくりを進めるという所の、言ってみれば意識のバリアフリー化。そんなような観点からの進捗状況の評価ということでしょうか。

特にと言うか、いただいたご提案については、今は進捗状況を踏まえた上でのご発言ということですので、当然これから、この計画をどういうふうに進めていこうかといったときの、例えば柱立を考える上で非常に重要なご提案だと思えますし、また、2番目の部分についても、1つは区の責任なり、区が行なうべき計画をどういうふうに持っていかということと同時に、いろんなお立場で、こちらに、障害者計画懇談会にも出ておりますので、今度は区民も含んだ、あるいは事業者、関係者も含んで、どういう活動をそこで目指していくかということにつながると思えますので、今、具体的には特に事務局にお答えいただくことはいたしませんけれども、進捗状況を踏まえた上でのご提案ということ、お受け取りさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○委員

「福祉のまちづくりを進める」の7番です。「快適な買い物環境の向上に取り組む」という所で、実は今一番問題になっているのは、高齢者の方も身体障害者の方も、地域の近くの商店街がつぶれまして大型店舗に集中しまして、非常に買い物弱者。例えば光が丘なんかを見れば分かるんですけども、あそこはIMAしかないんですね。

で、かなり広い所から買い物に来なければならない。で、地域の商店街はどんどんつぶれまして、私のほうの学園町でも、地域の商店街がつぶれまして、学園通りまで出て、Mさんとか、Sさんとかっていうスーパーに買い物に行かざるを得なくなってきた。そうすると、身体障害者も高齢者もあまり関係ないし、精神障害者の場合は非常に疲れやすい人が多いので、買い物に行かれないんです。買い物弱者というのは、今、非常に問題になっていて、特に光が丘なんか、エレベーターが付いてない所もあるようですので、上がって行くのに荷物を持って行かなければならない。

買い物弱者の問題っていうのは、これからどんどん、身体、精神、知的、みんな高齢者に全部関わってくると思うんです。地域の商店街がどんどんつぶれまして、大型店舗ばかりになって、そういう所に集中してるっていうことを、ちょっとどういうふうに考えているのか、説明していただきたいと思いますけれど。

○座長

ありがとうございます。今のは「福祉のまちづくりを進める」の中の7番で、快適な買い物環境の向上に取り組む商店街の支援よりも、商店街自体がつぶれちゃって、買い物弱者といわれている人たち、それが特に障害のある人であれば、買い物弱者になりやすい人たちなので、「快適な」という以前の問題であるというご指摘だと思います。

さて、どうしましょうか。これ、なかなか福祉部の方…、福祉の所だけだと難しいし、地域福祉の課題でもありますし、まちづくりなり、商業振興の問題でもありますので。事務局でどなたかお答え…、よろしいですか。

○事務局

そういう現実があり、厳しいものを抱えていらっしゃる方も多いのかな、というふうには考えます。例えば区立の福祉施設などで、買い物代行というんですか、地域にお住まいの方々の必要な買い物を、通所している障害をお持ちの方が代わりに買い物しているというような事業も少しずつ進んでおります。それで区内全域をカバーできるということでは当然ないんですけども、私たちのサイドからは、そういった所を進めていく、というのが1つの方策かなというふうに思っておりますし、今のお話などは、今まさに福祉のまちづくり総合計画の改定作業をしているところでございますので、この辺はちょっと担当者と連携をしながら、進めさせていただけるかなというふうに思っております。

○座長

ありがとうございました。よろしいですか。

○委員

はい。

○座長

では、順番からよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員

今、私のおる障害者団体というのは、はっきり言えば、存在の危機にあるんじゃないかと思ってるんです。それで、この前のアンケート調査の項目を見ますと、実態把握の項目が載ってるんです。しかし、今日も昨日も、進捗状況に関しての議事録の中を読んできますと、障害者団体の育成と言うんですけども、障害者団体の項目がないんです。いうふうな指針というものが、はっきりと載ってないような感じがするんですが、そういう点も、やはり積極的に取り上げていただきたいと思うんです。以上です。

○座長

ありがとうございます。では、続けてお願いします。

○委員

今、この資料についてご質問ということなんで、それに絞ってやります。我々は、障害者の、大げさに言うと「ゆりかごから墓場まで」といった場合に、1つは障害児の幼児教育っていうのを手掛けさせていただいています。

それから、成人になりますと、日中活動ということになると思うんです。で、事業所2つ運営しております。

3つ目に、居住活動ということで、最終的にはグループホームとケアホームをどうしようかという、この3つと言うか、そういう数の中での相談支援事業を全体の数の中で運用していかなければいけないって中、ちょっとご質問させていただきます。

まず、これの、障害者計画の結果・進捗状況を報告されているということの前提だと思うんですが、4ページの所の日中活動の場と言った場合に、計画が18年ぐらいに考えられて、現実的に今22年で、すべて移行完了ということで、すべて満足行っているようなんですが、実態面では障害者が増えていて、次の作業所とか福祉園というのは欠乏してると思うんです。その実態についてご報告いただきたいと思います、1点目はね。

2点目。もう1つは、6項目ですかね。11ページ。「障害者就労を促進する」。日中活動と同じように移行支援やっておるんですが、就職させればさせるほど、就労定着が大変であるという実態なんです。それは、レインボーワークおよび区のいろいろ就労支援係、ご存じだと思うんですが、この数字が一番最後、⑤の所が平成22年度、700回に減ってるんです。これは、むしろ増やさなきゃいけない状況下にあるんです。これが、なんで実質的に減っちゃってるんでしょうかと。我々は、さらにそれを増やしてほしいと思ってるんです。

もう1つは、権利擁護の問題が、先ほどちょっと避けて通ったようですが、8ページですか。我々、権利擁護の運動として、障害者を守るための1つのツールとして浸透させなきゃいけない。つまり実態は、この数字が出てますけど、この中の障害者に対する権利擁護をどんな所でやってるのかを教えていただければと。その4つですが、お願いしたいと思うんですが。

○座長

ありがとうございました。両委員さんのご発言に関連するご意見・ご質問等、よろしいでしょうか。

それで今、前提として、平成22年度は、あくまでも22年度の目標値であって、最初に策定したときの目標値であって、例えば職場定着支援員の派遣が、21年度は1,142回あったという実績があり、22年度は当然それに近いものが実績として出ると。こういう見方になると思うんですけれども。22年、1,142回にも関わらず、22年度は、ですから、23年度以降になると、目標値というのは、さらにもっと高くしなきゃいけないのかなっていう、そういう見方だと思うんですけど。

○委員

であれば、軌道修正の報告もあってもいいと思うんです、実態報告として。長年から当時の計画があって、この年からすれば、大体この数字を予測されるって

いう報告をいただければありがたいと思うんです。

○座長

分かりました。じゃあ、それを含めて、いかがでしょうか。

○事務局

今の質問の700回云々っていう話ですけど、当然、軌道修正ということはあり得るというふうには思っておりますけれども、ちょっとそれを含めて、また、今回の計画期間にお立てした数値目標をどう取っていくかというようなことも含めて、これは一つ、皆さんのご意見を。事務局で勝手に数字を入れ込むということだけではなくて、ご意見いただくっていうことも大事なかなというふうに思っております。

それと、日中の施設整備の関係。その実態で言うと、すごく実態にそぐわないのではないかというお話をいただいておりますが、確かに、この現在の計画書の目標としては、区立施設をどう移行していくかという目標立てでしたので、これについての結果を載せさせていただいたという形になっております。

それと、通所施設をご利用希望の方も非常に増えていらっしゃるしまして、そちらの数というのは、どちらかと言うと、障害福祉計画の分野になるのかなというふうに思っておりますが、この第2期障害福祉計画のほうで見込んだ数字というのは、ほぼ目いっぱいというような形になっております。現在、区内にある通所施設も、それぞれがあまり定員に余裕がないと言いますか、若干弾力的な運用と言いますか、日々定員の関係で、少し施設整備も若干多く通所者を受け入れているというような事情があるかなというふうに思っております。

これについては、24年度スタートの障害福祉計画のほうで、少し数字を伸ばしていくようなことは当然必要になってくるかなという意見を持っておりますし、また、単純に数字を伸ばすだけではなくて、伸ばすための方策みたいなものを、またちょっと皆さんのご意見などを踏まえながら、盛り込んでいかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

それと、権利擁護の関係ですが、ちょっと詳細がなくて分からないのですが、例えば21年度の区長申立に関して行くと、都合23件あったということですが、このうち障害をお持ちの方は、知的障害の方が2件あったという形でご報告をいただいております。また、社会貢献型貢献において、および貢献監督の受任ということで、都合3件のうち、同じく知的障害をお持ちの方が1件あったというようなことで、ご報告を担当部署からいただいているという状況です。ちょっと詳細について、これ以上分からない部分もありますので、またお知りになりたいようなことがありましたら、事務局のほうで調べてご報告したいと思っております。以上です。

○座長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。はい、お願いします。

○委員

8ページの所。要約筆記者派遣。ここに書いてある目標が130回と載ってた。昨年度は274件だったけど、ちょっと増えておる。つまり、130回っていう

目標設定っていうのがどうなのかということと、手話通訳派遣事業は、福祉計画の区独自の事業と、東京都手話通訳等派遣センターのセンター派遣、2つのものがある。この数は、実際は区の事業ですから、全部1個だから、いいです。

要約のほうは、区独自の登録派遣か、登録者の委託であると事業がなっていないんで、この派遣は東京都連盟、東京都が登録されている。東京都で登録されている都の事業と言うか、その事業の派遣だけれども、これに練馬区も共に参加して派遣をいただいているっていう形だと私は思っていますけれども。この中で、やっぱり130回っていう数、実際にはもっと私は派遣はあると思うんですけど、こういう全体の状況って、どういうことなのか、ちょっとお聞きしたいです。

○座長

ありがとうございました。やはり先ほどの議論と同じように、平成22年度の数値がこれから修正することができれば、今の平成21年度までの実態に即して、130回でいいっていうことではなくて、21年度は274回あったわけですから、それに見合う数値目標を検討していくということになるかと思うんですが、事務局のほうから、ほかに何かございますか。

○事務局

こういった要約筆記等の派遣事業などについては、新しい事業でもありますので、当初見込んだ数字というのが、なかなか見込みきれなかったというような状況があります。自立支援法だとかが成立して、ようやく制度的には少し落ち着いてきたというふうな所もありますので、今後はそういった、きちんと、その辺の基礎的な数字っていうのが、次へとつながっていくのかなというふうに考えているところですので、それも含めてこういった数字なども、今後また皆さんと検討していきたいなというふうに考えております。

○座長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。はい。

○委員

前の部分で申し上げても…。

○座長

前でもいいです。大丈夫です。

○委員

「施策を推進するために」という所で、自立支援協議会などあるわけですが、この協議会のメンバーは、どういった方たちが構成されているのか。また、21年度に専門部会が設置されたようですが、その専門部会のメンバーの方々、また、設置されたことによってどういう成果があったのかということ、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○座長

ありがとうございます。関連するご質問・ご意見はよろしいですか。では、こちらについても、事務局でご説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○事務局

メンバーにつきましては、総勢22人でございまして、この懇談会と少しつく

りが似ているような形になっておりますけれども、障害者が当事者、関係者の団体からご推薦をいただいている、そういった委員の方々と、事業者です。実際のヘルパー派遣などを行なっている施設の事業者から委員をご推薦いただいているというようなところ、あと、区内4カ所あります地域生活支援センターの所長といったような方と、教育関係者と学識経験者、こういった方々で設置をしております。

当初、自立支援協議会は、私たちは通称「親会」と言っているんですけれども、大きな会議体の中で年に2回開催してたんですが、大勢で議論をしても、なかなか深まらないというような所もありまして、もう少し細かい点と言いますか、掘り下げた議論が必要ではないかというような考えの下に、専門部会というのを設置をいたしました。この専門部会の事務局が、先ほど言ったように区内に4カ所ある地域生活支援センターが事務局となって、それぞれにテーマを設定させていただいて、議論を深めているというような形になっております。

ちなみに、そのテーマですけれども、地域生活支援センターの「きらら」と「さくら」が困難事例についての検討、そして「すてっぷ」が権利擁護、ういんぐが地域移行と、こういったテーマで検討し、かつ、具体的な相談事例を元に、その辺の検討を深めていくというような形になっております。

どういった効果が表れていくかというようなことですが、1つは先ほどもお話したように、少し議論を全体的な、要は上っ面だけの議論だけで終わらずに、少し掘り下げて検討ができるというようなことと、あとは実際の相談事例などを元に検討することなので、地域課題の解決にはつながるような、そういった議論が進められるのかなというふうに考えております。

ただ、専門部会自体も、まだ設置をしてから1年たっておりませんので、もう少し具体的な効果が表れるというところまでは、少し時間がかかるのかなというふうに思っておりますけれども、専門部会の委員さんも精力的に議論に加わっていただいておりますので、効果が出るのは確実なのかなというふうに考えております。

それと専門部会のメンバーですけれども、親会のメンバーの方々が、4、5人ずつ分散して参加していただいて、それで各専門部会独自のメンバーを加えて、総勢10名前後ぐらいのメンバーで議論を進めているというような状況でございます。

○座長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○座長

はい、どうぞ。

○委員

専門部会の話が出たので、ちょっと時間がないので、ちょっと飛ばしちゃいたいと思うんですけども、最後の団体ヒアリングの何回か、計画されていますよ

ね？ それに、この専門部会のいわゆる福祉事業所、それと、地域支援センターの所長さんなりに、やっぱり現場の声を聞いてもらえるだけのことは計画されているのでしょうか。ちょっと先に飛ばしちゃったほうが、時間がないのでいいと思います。

○座長

じゃあそれは、ありがとうございます、障害者基礎調査の進め方の所で。今もうご発言いただいたので、後で併せてご説明いただくということでよろしいですか。はい、どうぞ。

○委員

10ページの災害のほうなんですけど、区立福祉園を福祉避難所の所へ位置づけたとなってますけど、これについて、決して福祉園に一般の人がここにというわけではないんですけど、その辺をどういうふうに、今後福祉園を位置づけたということは、その辺、このような形で位置づけたということの説明を、ちょっとお願いしたいんです。

○座長

じゃあ、事務局でよろしいですか。

○事務局

あまり具体的な所まで詰めきれてはいないんですけども、例えば災害があったときに、大きな体育館の中に、障害をお持ちの方が避難していくとなると、なかなか落ち着かなくて、また、ほかの避難の方との折り合いだとか、いろいろ懸念される部分があったりとかしますので、また少し、そういう災害時であっても、体育館の使用などであれば、多少混乱をするのかなといった所がありますので、障害をお持ちの方が、障害者の施設、要は福祉園などを使って避難生活を一時的に送れるような、そういった形を福祉避難所として位置づけさせていただいたというような形になっております。

ですから、通常の避難場所に、避難をしていただくというのが基本なんですけれども、そこで難しい方々を受け入れるような態勢を整えていこうといった所が、この福祉避難所という形になっています。

○座長

よろしいですか。はい。そうしましたら、進捗状況の報告という形で、そこにご意見やご質問いただきましたが、期せずして、今後の障害者計画を考えていく方向性を検討する、さまざまな素材を出していただけたんじゃないかと思います。

今日は、区のほうでも進捗状況をどう受け止めるかっていう観点でお話いただいたので、特にそれをさらに深めることはいたしませんけれども、ぜひ事務局、あるいは、今日お出しいただいたさまざまな意見を、これからの計画に向けての素材として整理をしていただくというようなことで、いったんこの進捗状況についての、これは報告となっていますけれども、実際、検討協議、協議と言うか、懇談に入ってまいりましたので、皆様方の積極的なご発言を大変感謝しているところです。

私なりに、ちょっと簡単にまとめますと、やはり必要な数値は、元よりまだ定

まっていないということでもありますけれども、この進捗状況を評価したり、あるいは検討していく上で、特に今後、障害者福祉計画の方向性を決めていく上で、必要なものは、やはり必要なデータをきちっと出していただくということで、また、皆様方から、実際にそういうのが統計的に可能かどうかは別として、精査をしていくものは、どしどしお出しいただくのがいいのではないのかなというふうに思いました。

もう1つは、やはり今日のご意見を伺って、そこで練馬区なりに、事務局なりに傾向などを分析をしていただいておりますけれども、それと、やはり実体験と言うか実感との乖離みたいなものがあるのであれば、やはりそこを非常に大事にしながら、これからの討議に活かしていけるのではないかということを感じました。

それから最後には、やはり障害福祉計画…障害者計画でありますので、福祉分野のことだけですと解決し得ない部分がとても多いので、また必要に応じて、そういった関係の、例えば所管されている方などにもフィードバックをして、全体としてこの障害者計画を検討していく必要があるのではないかということ、今日のこの進捗状況へのご質問やご意見の中から感じましたので、簡単に3点ほどまとめさせていただきました。

それでは続きまして、本来であれば途中で休憩を取ったほうがいかなと思っただんですが、時間も迫っていますので、あと30分お付き合いいただこうと思います。障害者支援調査、既にご意見などもいただいておりますので、報告の(3)ということで、はじめに事務局のほうからお話をいただけますでしょうか。

○事務局 資料3の説明

○座長

ありがとうございます。この点について、いかがでしょうか。先ほど、ご質問をいただきました。これは障害者基礎調査なので、対象は障害をお持ちの方およびご家族などが範囲ですけれども、生活支援センターなどの関係者からの聴き取りはどうなのかという所も、後ほどちょっとご説明いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員

ちょっと難病ということで、いわゆる手帳を持ってる方は、そういう意味で対象者かはつきりするわけですが、従来そういう手帳を持ってない方が、どのぐらいいて、どれだけ困っているかというのは、やっぱりよく分からないということがあると思うんです。そういう意味で、今ここでご提案のあった1番・2番、これはもう大切なことですから、ぜひやっていただければいいと思うんですが。

では練馬区内に、いわゆる手帳は取得できないのだけれども、いわゆるこういう障害という範囲に入らない方、私の場合は、当然うちがメンテーマなんです。こういう方がどういうふうに困って、どんなになっているんだという、何と言いますか、基本的なものとの概観と言いますか、そういったものをつかむ努力というのが一つされていていいのではないかなというふうに、私は感じるものがござ

います。

そういう意味では、なかなか具体的な対象者の名簿がないというふうなお話、それもあろうと思うのですが、そういったことも含めて、例えばとりあえずは、いわゆる特定疾患であるとか、制度に載ってる人、これ、載らない人も多いんですけども、とりあえずそういう制度に載ってる方については、保健所なりが登録なりの相談いわゆる申請窓口ということですから、この辺の所に協力をいただければ、ある程度の基本的な調査というものは可能ではないかなと。これは推測でしか申し上げられないのですが、これをぜひ、事務局にご助力いただけないかなという気もございます。

○座長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、よろしくお願います。

○委員

これは調査対象となって、意見ですけど、愛の手帳と身障手帳、あるいはほかの手帳を持ち合わせたときに、その人自身が何の手帳を主として生活しているか。それをちょっと、今回の調査では残念だったなという気がするんです。だから重複障害、結構多いんですけど、両方の手帳を書いたときに、その人の生活の主としての手帳の調査が、ちょっとずれてしまったかなというのが、ちょっと息子を見たときに「うーん、これは？」と感じました。ちょっとその辺の調査で。

○座長

貴重な体験に基づくご発言だと思うんです。ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

それでは私も、この補足調査は非常に大事なんですけども、当然、量的な調査には限界がありますし、対象者という考え方をすると、漏れてしまう所がある。どんないい調査を設計しても、そういう所があると思うんです。それを埋め合わせていくと言うか、そこに具体的な、それは個別かもしれないけれども、そこで聴き取ることによって、全体の把握を明確にしていくということが非常に大事だと思いますので、今いただいたご意見を踏まえて、調査そのものは始まっていますけれども、分析に当たる部分、あるいは、この懇談会でのゲストと言うか、お話を伺うような機会、ぜひご議論していただきたいというふうに思っております。

先ほどのご意見も、もしかするとそういう補強の所でも可能かもしれませんが、また、この懇談会自体に、そういうお立場でお出になっている委員さんもいらっしゃるの、ぜひ、支援を受ける方だけではなくて、支援を提供する立場からの実態というのをも把握していく必要のものだと思いますので。よろしいでしょうか。はい。

事務局からよろしいですか、何か今まで特にございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。それでは、検討と言いましたけれども、実際には今までもお話の中で、随分とヒントになるものもいただいておりますので、残りの時間で検討、3番（1）と（2）ということで、では併せてご説明いただきましょうか。よろしいですか。

○事務局 資料4の説明

○座長

スケジュールのほうも、一応ご説明いただいちゃって…。

○事務局 資料6の説明

○座長

ありがとうございました。本来であれば、(1)の方向性をご確認いただいた上で、検討のスケジュール等、さらにご協議いただきたいというふうに思ったのですが、両方つながってるほうがイメージしやすいかなと思いましたので、誠に勝手ながら、併せてご説明をさせていただきました。

それで、事務局からも委員からのご意見の紹介がありましたけれども、委員からは、お話しすることは「私は結構です」という遠慮深いご意見をいただきました。本当によろしいんですか。

○委員

はい。

○座長

ただ、極めて分かりやすくご紹介していただきましたので、この第1回と第2回の、ここの全体の雰囲気としては、委員からのご意見に近いものが出たというふうに、私も思いました。では、よろしいですか。感謝申し上げます。

それで、計画期間については、さらにご意見ということでは、概ね24年から、かくして、23年度は現行計画の改定により対応するという方針で、よろしいでしょうか。庁内、役所の中でも、さらに調整があると思いますけれども、では、皆様方のご確認いただいたご意向を私のほうでお預かりして、一任ということではないんですけれども、お任せいただいて、あとは事務局とすり合わせをしていかせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では検討のスケジュールについて、これ、今日、冒頭お話がありました障害者制度改革推進会議であるとか、総合福祉法の部会による議題の、その都度その都度、重要な議題を並べて、精力的に懇談していこうというようなご提案でございます。今お話ありましたが、先ほどご了解いただいたように、必要なゲストスピーカーと言うか、お話については、この中に適宜盛り込んでいきたいと思っておりますけれども、このスケジュールなど、あるいは議題、項目などについて、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員

ちょっと細かいことになっちゃうかもしれないんですけど、先ほど、22年度については計画の検証ということだったと思うんですが、これは障害者計画の検証という言葉はあるんですけれども、障害福祉計画の進捗状況も併せてもらうということでもよろしいんでしょうかということの確認があつて。

あと、第3回・第4回という所で言うと、項目立てと言うか、1回ごとのテーマが一応書いてはあるのですが、そこは、もうこれで行くということなのか、大体こんな、その1回1回のテーマの所まで、もう決まっているものなのか、方向の。また、そこに合わせたゲストスピーカーが来るというようなイメージでい

いのかっていう所が、2点目にお聞きしたいです。

あと、先ほどの基礎調査の結果は、もう9月14日の次回の所までに分かるものなのか。そこであれば、14日の以前に、結果をいただければ、また、先に目をおして、この意見を戦わせると思って。その辺の調査みたいなものを、いつごろまとめて、調査の経過がいただけるのかどうかということを知りたいと思います。

○座長

具体的にされましたが、最初の福祉計画の関係の所と、それぞれ項目立ての、ごろっとしてありますけれども、その根拠と言うか、それから最後が、基礎調査の実際のデータの集計分析の部分っていうことですね。よろしくお願いします。

○事務局

障害者計画と障害福祉計画の検証が、同時か別かという形ですけれども、例えば地域移行を検証するに当たっては、並行ということは先ほど来、話題になって、グループホームをどうするかであるとか、相談支援をどうするかとか、それぞれ、なかなか切り分けられないものだというふうには考えていますので、どちらをどう検討するってというような分けは、ちょっと今のところ考えていません。このテーマに沿ってどうかということ考えております。

ただ、22年度については、少し障害福祉計画の分野について、例えば数字などを盛り込んでいかなきゃいけないというものも出て来ますので、22年度中は、その辺をひっくるめて検討して行って、23年度は、障害福祉計画に関する部分については、そこから少し抜き取って、形を整えていくというようなイメージかなというふうに考えております。

それと、各回のテーマについては、ガチガチに考えているというわけではありませんし、場合によって、状況とかいろんな変化もあるかと思っておりますので、これは別個に順番を入れ替えたりとか、組み合わせを入れ替えたりとか、そういうことは当然あり得ることかなというふうには思っておりますが、福祉障害者計画は、非常に幅が広い部分もありますし、1つのテーマでご議論いただいても、すぐに時間が終わってしまうというような所もあるので、ある程度見通しを立てておかないと、最終的にすべての議論が終わらないような形になるかなというふうに思っておりますので、こういった形でちょっと当てはめさせていただきました。また、これについてご意見などがあれば、また紹介したいというふうに思っております。

また、基礎調査の結果については、8月上旬ぐらいが集計結果と言うんですか、例えば、問1に対しては、どういう答えがどれぐらいあって、どういう答えがどれぐらいあってというような結果集計は出る予定です。それを、少しまた分析と言いますか、そこからどう傾向が読み取れるかというような所については、もう少しお時間をいただくというような形になっておりますので、今度の第3回の計画懇談会の際には、結果集計はお示しできるというふうに思っておりますし、また、これについては事前送付が可能かというふうに思っております。以上です。

○座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい。そのほか、はい、お願いします。

○委員

先ほどの確認なんですけども、団体ヒアリングっていうのは、もう9月14日で実施の段階ですよ？ ですから、団体名というものを、やっぱりお知らせしていただきたいと思う。例えば、先ほど出た自立支援協議会の専門部会には確実にやるとか、この前の基礎調査に関しては、手帳を持った5000人からの無作為抽出ということを示されたんですけど、団体っていうものは、だから、どういう事業者なりに下ろされているのかということを経営者に報告をお願いしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○座長

団体ヒアリングという点では、障害児自立支援協議会の専門部会を対象としてヒアリングというのは、ちょっと想定していなくて、例えば生活支援センターさんであるとか、そういった所で必要に応じ、また、障害の当事者団体などで、そこに役所のほうで出かけて行って、聞くというようなことがあると思いますので、今、具体的にどこの団体までというのは、多分ないような気がしますけれども、もしよろしければ、事務局のほうで。

○事務局

おっしゃるように、細かい団体のリストというのは今、出来てる状況ではないのですが、区内にある障害関係団体、8団体あります。そういった所が中心として、あとは事業者の団体であるとか、あとは、そこまで行かなくても、小さな家族の集まり、そういったところを対象に行なっていきたいなというふうに思っております。このヒアリングについては、お話を聞くことは、この期間までじゃないといけないというようなこともありませんので、基本的な所を、この夏から秋ぐらいにかけて行い、また必要に応じて順次加え、適宜行なっていければなというふうに思っております。

逆に、私たちのほうでも、あまりチャンネルを持っていない高次脳であるとか難病とか、そういった所の対象者に、「こういった集まりがありますよ。こういうやり方がありますよ」というようなことを、逆に、委員さんのほうから教えていただくと、そういった所を参考にしながら、私たちも進めていけるかなというふうに思っております。

また、先ほど来の自立支援協議会については、例えば専門部会とか、上の親会などからご報告があったりとか、そういった議論なども、私たちもこの事務局が、自立支援協議会の事務局でもありますので、そういった所の意見の把握というのは十分にできますので、それを、参考になるようになるものについては、適宜吸収していきたいなというふうに考えております。

○座長

はい。どうぞ。

○委員

それについては、作業所連絡会のほうで、ぜひ加えてほしいということで、そ

れはよろしいでしょうか。入っているならよろしいのです。

○座長

じゃあ、ありがとうございました。また、自立支援協議会の専門部会のほうについては、必ずしも、ここでどうこう、あるいは、事務局の方が聞いてどうこうと言うよりは、例えば議事録だとかに出ていけば、それをまた資料として共有することもできると思いますので。では、ここの所については、今日すぐにお出しただかなくても、ぜひ、この団体などについては、可能であれば検討してほしいというようなことで、委員の皆様方からお寄せいただくということで、いかがでしょうか。

それでは時間のほうが迫ってまいりましたので、ほかに特になければ、この議題、資料6の、今後のスケジュールの議題についても、今日、申し訳ございません、私の進行の不手際もありまして、全員の方にご発言いただく機会がなかったので、例えば「こういう項目は、どうなのだろうか」ということも併せて、事務局のほうで受け止めていただくということでもよろしいですか。ファックスなりメールなり。まさに懇談会なので、カチカチに結論を出すということではなくて、必要だと思われることを、どしどし真ん中に出していただいて、それを皆さんで適宜選択しながら揉んでいくのが、懇談会の良さだというふうに思いますので、形式にこだわらず、お願いできればというふうに思います。

それでは、次第の最後「その他」ということでございますが、何かございませうでしょうか。よろしいでしょうか。事務局から何かございませうか。

○事務局

それでは、今お話があったように、スケジュールとか、本日お話ししきれなかったご意見などについては、特段、その報告のための書式というものは用意してないんですけれども、どんな形でも結構ですので、ファックスなりメールなりでちょうどいできればというふうに思っております。ただ、次回の準備などもございますので、できれば今月中ぐらいに、6月中ぐらいにご意見をいただければ、ありがたいかなというふうに思っております。

それと、この懇談会の議事録については、区のホームページで掲載をする予定でございまして、第1回目については、皆様、各委員さんに、確認をいただいていると思っております。第1回目については、大きな議論ということではなかったのですが、要点をまとめたような形になっておりますが、この第2回目からは、できるだけ逐語的に、各委員さんの言葉ニュアンスはそのまま拾えるような形に、ありのままのご発言を、そのまま議事録のほうに載せたいというふうに思っております。

ただ、委員名は載せないで、個人が特定されないような形にはしたいというふうに思っておりますので、発言によって、委員さんがある種の責任を取らなければいけないとか、そういうことは絶対にしないようにさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

○座長

ありがとうございました。ご協力をいただきたいと思います。座長は、「座長」でちょっと出ちゃうので、発言に気をつけないといけないかもしれませんね。長時間にわたりまして、皆様、ご協力ありがとうございました。第2回練馬区障害者計画懇談会を、以上で終了させていただきます。誠にお疲れ様でした。

(終了)